

東北電力株式会社及び株式会社 GF「(仮称) 稲子峠ウィンドファーム環境  
影響評価準備書」に対する勧告について

令和 5 年 1 月 4 日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定に基づき、「(仮称) 稲子峠ウィンドファーム環境影響評価準備書」について、東北電力株式会社及び株式会社 GF に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 4 項の規定に基づき、宮城県知事及び福島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 宮城県刈田郡七ヶ宿町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 58,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2 年 5 月 28 日
環境大臣意見受理	令和 2 年 7 月 27 日
経済産業大臣意見発出	令和 2 年 8 月 18 日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2 年 12 月 1 日
住民意見の概要等受理	令和 3 年 2 月 17 日
宮城県知事意見受理	令和 3 年 5 月 17 日
福島県知事意見受理	令和 3 年 5 月 17 日
経済産業大臣勧告発出	令和 3 年 5 月 27 日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 4 年 4 月 12 日
住民意見の概要等受理	令和 4 年 6 月 16 日
宮城県知事意見受理	令和 4 年 10 月 14 日
福島県知事意見受理	令和 4 年 10 月 18 日
環境大臣意見受理	令和 4 年 10 月 31 日
経済産業大臣勧告発出	令和 5 年 1 月 4 日

問合せ先: 電力安全課 長尾、須之内  
電 話: 03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

### (2) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

## 2. 各論

### (1) 土地の改変に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、上水道等の取水地点及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林が、ほぼ全域に存在している。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変が行われるものとなっていることから、森林の伐採及び土砂の崩落や流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、ヤード、道路等の設計及び工法に関して更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り抑制すること。特に風力発電設備 T13 付近については、設置により相対的に大きな切土工及び盛土工が計画されていることから、土地の改変に伴う水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域内に住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果が、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討及び実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居へ、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。
- イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

### (3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されているイヌワシの飛翔及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の生息が複数確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺では、サシバ、ノスリ等の渡りの飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレードの目玉塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

### (4) 水環境について

近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、雨水排水対策（沈砂池など）について、評価書までにその考え方を記載すること。また、沈砂池周辺の定期的ならびに強雨時の環境監視を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。